

岩手県告示第673号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨国土交通省東北地方整備局三陸国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成26年9月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 公共測量を実施する地域

(1) 陸前高田市気仙町字福伏から九戸郡洋野町第42地割まで

(2) 陸前高田市竹駒町字相川から大船渡市大船渡町字下船渡まで、大船渡市大船渡町字下船渡から三陸町越喜来まで、釜石市両石町水海から片岸町片岸まで、下閉伊郡山田町船越から山田まで、宮古市金浜から松山まで、下閉伊郡岩泉町小本から下閉伊郡田野畑村大芦まで、下閉伊郡田野畑村田野畑から巢合まで、下閉伊郡普代村第11地割から第16地割まで及び久慈市新井田から夏井町鳥谷まで（(1)に掲げる地域を除く。）

(3) 釜石市甲子町第7地割から遠野市上郷町平倉まで

2 公共測量を実施する期間 平成26年10月1日から平成27年2月27日まで

3 実施する公共測量の種類 公共測量（道路基準点（200m）の整備）